

論文

福祉国家と世代間交流

坏 洋一

Welfare State and Intergenerational Exchange

Youichi AKUTSU

本稿では、福祉国家が世代間連帯の創出に失敗したのか、という問いと、世代間連帯と世代間交流との間にいかなる関係を見いだせるか、という問いをたて、福祉国家と世代間交流との関係をめぐる原理的な論点としての社会連帯について考察した。前者の問いについては、世代間連帯に失敗したとは断じえないが、家族的互酬アナロジーによって世代間の扶養や連帯を正当化しようとするロジックには期待できない、との見立てを述べた。後者の問いについては、世代間連帯と世代間交流の間には補完関係を見いだすことができると指摘した。そして最後に、この補完関係のもと世代間交流が「世代」抜きの社会連帯をもたらす可能性について示唆した。

キーワード：福祉国家、世代間連帯、社会連帯

1. はじめに

2018年2月16日に開催されたワークショップ「世代間交流と世代統合」(JSPS 科研費15K03967)では、総論的な報告を行った(ワークショップの趣旨等については本誌所収の増田論文・神尾論文・黒岩論文を参照)。報告で指摘した内容は、①福祉国家の理念的正当化に用いられてきたシティズンシップに関する近年の研究では「市民性 civility」の再検討という課題が注目されていること、②現代において市民性を構想するにあたっては「異質な他者に対する理解・共感・寛容」が鍵となること、③世代間交流や多世代交流の試みはそうした現代的な市民性の陶冶にとって重要な契機となりうること、④福祉国家はこれらを促進できるということ、の4点であった。

本稿では④について補足するかたちで、福祉国家と世代間交流との関係をめぐる原理的な論点について考察する。なお、④の「促進できる」という表現は、福祉国家の能力を過信しているように受けとられかねないが、その趣旨は、福祉国家が提供する各種給付は現代的な市民性の陶冶にとっての物質的基盤となりうる、といった程度のことには過ぎない。福祉国家への過剰な期待は禁物だが、その過小評価も事態を見誤ることになるだろう。

本稿では、福祉国家にとって世代間交流がもつ意義をめぐって楽観的な見通しを示すことになるが、現代日本社会ではむしろ世代間関係の行方について悲観的な空気が漂い始めていることは承知している。福祉国家の枢要をなす年金制度に目を

向ければ、世代間の断絶や敵対の温床となりつつあるようにもみえる。自分たちは一方的に負担を押しつけられるばかりであって、現在の高齢者ほどにはメリットを享受できないのではないか。そう懸念する学生たちの声を頻繁に耳にする。

実際、福祉国家のあり方に関する世代間の意識には、気になる隔たりがみられる。2018年に厚労省は「平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査」の結果を公表した。「今後、充実させるべき社会保障分野」（複数回答）について、20代は「子ども・子育て支援」（64.2%）が最多、次いで「老後の所得保障（年金）」（59.4%）と回答している。これに対して65歳以上の回答は「老後の所得保障（年金）」（73.7%）が最多、次いで「高齢者医療や介護」（60.0%）となり、20代最多の「子ども・子育て支援」は23.3%で4位となっている。こうした意識の隔たりがみられるものの、福祉国家が世代間の断絶や敵対を助長しているといえるかどうかは定かではない。だが、世代間の断絶が広がれば、それがいつしか敵対に転換しないとは限らない。

結局のところ福祉国家（とくにその屋台骨でもある社会保険）は、世代間連帯の創出に失敗したのだろうか。また、この世代間連帯と世代間交流との間にはどのような関係を見いだすことができるだろうか。本稿では、この二つの問いについて考察する。

2. わが国における福祉国家再編と世代間連帯

近年、政府は「全世代型」の社会保障を強調している。消費税率引き上げの容認を迫る口実に過ぎないと見る向きもあるが、「全世代型」の強調には、わが国の福祉政策における積年の課題を果たそうとする意図を読み取ることもできる。その積年の課題とは、世代間における受益と負担の公正化である。

わが国において戦後福祉国家の再編が本格化し始めた1990年代に、社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築」と題する勧告を提示した（総理府社会保障制度審議会事務局監修1995）。落ち着いた（悠長にもみえる）論調で語られる21世紀に向けた勧告のメッセージは、世代間の連帯と公正のあり方を考えるうえで示唆に富む。まずその「序」では、積立方式から賦課方式へと移行することにより、わが国の公的年金制度は「世代間連帯による老後の生活保障」となったとの認識が示されている。以下、この世代間連帯に関連する勧告の指摘を抜粋する（太字は引用者）。

「社会保障制度は、平均寿命の延長の下で高齢となり、現役から引退した人々の、長期にわたる生活を保障する体制をとっている。それはかなりの部分を現役の人々の負担によって支えられている。しかし、その現役の人々もやがては高齢化し、同じように次の世代の人々の協力によって生活することとなる。そこに社会保障が世代間にわたる連帯によって成立し、維持されている姿をみることができる。」（第1章第1節1）

「社会保障がみんなのためにみんなを支えていく制度として国民の信頼を確保していくためには、給付と負担の両面でより公平な制度にしていくことが不可欠である。」（第1章第1節2）

「社会保障制度には、健康な人が病気の人を、働いている人が働けない人を支えるという同一世代の中の助け合いのほか、公的年金制度のようにかなりの部分をより若い世代の負担にゆだねる世代間の扶養関係もある。大半の人が長寿を全うする社会では、若い時に高齢者の扶養に貢献した世代は、順送りに次の時代にはそれを受ける世代になる。すなわち、長期にわたる社会連帯が社会保障制度の

基本である。」(第2章第1節)

「高齢期の所得保障制度の中核をなす公的年金制度が国民の信頼を確保していくためには、制度間の給付と負担の均衡を図るとともに、公的年金の給付水準と制度を支える勤労世代の所得水準との間に適切なバランスが保たれることが重要である。特に給付水準の設定に当たって、勤労世代には租税や社会保険料の負担が増大することが見込まれ、かつ、教育、住宅などの負担が重い層であるだけに、これらの負担が一般的に少ない年金受給世代との間の実質所得のバランスを取ることが重要である。」(第2章第2節3)

以上の抜粋からは、見知らぬ人々の間で人為的に連帯を作り上げていくことの難しさが伝わってくる。では、これまで自然なかたちで世代どうしを結びつけてきたのは何なのだろうか。それは、自分が親を支えていれば将来は子どもたちが自分を支えてくれるだろうという素朴な期待であったといえよう。言い換えれば、自分は親の面倒をみたのだから、子が自分の面倒をみるのは当然だ、という家族規範や扶養意識に込められた「互酬的な公正」が果たされることへの期待であった。だが、この互酬的公正は、家族規範が厳格に遵守されていた時代の血縁関係のもとでは容易に成り立つにしても、それを不特定多数の他者からなる(扶養意識が変化し個人化もかなり進んだ)社会にまで延長するのは難しいはずである。そうした難しさがあるにもかかわらず、社会保障をめぐる政策言説においては、「私的扶養の社会化」というロジックのもと、家族的互酬のアナロジーが、年金制度に加入と拠出を迫る理由づけや正当化に援用され続けてきた。勧告からの引用にも、「順送り」の世代間扶養といった家族的互酬のアナロジーがみてとれる。2013年に提出された社会保障制度改革国民会議の報告書(pp.6-7)は、世代

間の公正と全世代型の社会保障を強調しているが、そこでも家族的互酬のアナロジーは健在である。

ここまでの議論では不十分だが、上述の問いの一つ(福祉国家は世代間連帯の創出に失敗したのか)に回答してみたい。こうした形で、世代間連帯を強調することは、創出すべき「社会連帯」の掲げ方としては問題が多い、というのが先の問いかけに対する本稿の(やや歯切れの悪い)回答である。家族的互酬アナロジーによって世代間の扶養や連帯を正当化しようとするロジックに明るい展望は見出せない、ということである。むしろそのロジックは、「赤の他人」の高齢者の年金をなぜ自分たち若者が負担しなければならないのだ、という反発を引き起こしかねない。斎藤純一は、こうしたかたちで一方的な負担者と一方的な受益者がいると表象されてしまう事態をとらえて「非人称の連帯の『人称化』」と呼び、近年における社会連帯の揺らぎに説明を与えている(斎藤2004:277-8)。

では、世代間連帯が抱えるこうした難問にどう対処すればよいのだろうか。暴論との誹りを免れないが、「世代間」という限定をはずすという選択もありうる。本稿は考えている。「見ず知らずの若者世代と高齢世代との連帯」ではなく、世代ですらない単なる赤の他人どうしの連帯、つまり社会連帯そのものへと回帰ないし純化させる、ということである。

そのような選択を提起することには、もちろん理由がある。雇用形態や家族構成の多様化に伴い、高齢期における所得の低下や喪失のリスクが深刻化する一方で、それが発生する程度や仕方については、今後ますます個人間での違いが大きくなっていくと予想される。経済的リスクはもはや特定の世代に集中するものではなくなりつつある。だとすれば、年金保険や雇用保険さらには疾病時所得保障といった事故別の垣根を取り払い、

所得関連リスク全般に備える包括的な社会保険へと転換を図ることが真剣に考えられてもよいのではない。巷を賑わすベーシックインカムほどのインパクトはないにしても、その構想が惹起するほどの抵抗や反発もないはずである。制度設計をめぐる議論はさておき、ここではより原理的な問題に議論を限定し、世代間連帯と世代間交流の間にはどのような関係を見いだすことができるのか、というもう一つの問いに応答する。以下、拙稿での社会連帯に関する解説（坪 2012：27-30）を加筆・修正しながら、世代間連帯と世代間交流との関係について考察する。

3. 福祉国家と社会連帯の現在

福祉国家は、20世紀の先進各国において形成された社会連帯のシステムとして捉えることができる。それゆえ「福祉国家とは何か」という問いは、「国家のもとで人々はどのように・なぜ・何のために連帯するのか」という問いと互換性をもつ。社会連帯の理由と福祉国家の存在理由は密接に関連しているのである（齋藤編 2004：1）。だが、21世紀を迎えた今日では、総力戦と冷戦そして工業化や雇用化といった20世紀の諸状況をふまえて形成された福祉国家に対し、あらためて「誰と誰が・なぜ・何のために・いかに連帯しなければならないのか／しうるのか」という根本的な問いが投げかけられている。

20世紀型の福祉国家は、完全雇用を掲げるとともに、生活を脅かすリスクを集合化し連帯システムのもとで分散させる制度的な仕組みを整えてきた。こうした連帯テクノロジーとしての福祉国家体制のねらいは、社会政策プログラムによる所得再分配やリスク分散を通じて、階級闘争や貧富の格差に基づく「敵対関係」を緩和ないし解消することにあつたといえる。

近年、福祉国家が再編・縮小されるなかで、社会連帯の掘り崩しが劇的に進められている。そし

て、福祉の恩恵に与る者（国家と社会に依存する失業者・高齢者・「アンダークラス」など）と、その恩恵を与える者（稼働者・納税者・社会保険料拠出者など）との分断や敵対性が前景化ようになってきている（渋谷 2003：143）。こうした分断と敵対性は、経済的・社会的に「自立」できない／していない「一方的な受益者」たちの抑圧と排除を強め、上述の「非人称の連帯の『人称化』」をもたらしていく。なお、そこで生じているのは「横の敵対関係」であり、階級闘争や貧富の格差が「縦の敵対関係」をもたらすことと対称的である。

戦後福祉国家のあり方に批判的なフェミニズムや反人種差別主義の潮流は、これまで無視や本質化を被ってきた種々の「差異」に人々の目を向けさせることに成功を取めた（Williams 1989）。これらの潮流が問題視したのは、福祉国家が挑んできた物質的・経済的な差異（階級や貧富）に基づく「縦の敵対関係」が、社会的・文化的な差異（ジェンダー・セクシャリティ・人種）に基づく敵対性を覆い隠してきた、ということであった。この隠蔽されてきた敵対性は縦でも横でもなく、社会を横断する「斜めの敵対関係」であるといえよう。

ただし、この斜めの敵対性は、連帯を妨げるものでもなければ、ただちに分断をもたらすものでもないと思われる。たしかに、社会的・文化的差異がはらむ敵対性は、「社会」の構成や秩序を揺るがしかねない対立の契機を潜在化させている。だが、差異の本質化や誤承認を回避できるならば、それらの敵対性は連帯を阻害することはないだろう。むしろそうした敵対性は、連帯するのは誰と誰なのか、またなぜなのかを根源的なレベルであらためて問い直させることで、「新しい社会連帯」の可能性を示唆するものとして位置づけることができる。世代の差異に随伴する敵対性もまた同種の可能性を秘めていると考えられるが、こ

の点については本稿の守備範囲を超えてしまうため指摘に止めたい。

4. 顔の見えない連帯と顔の見える連帯

これまでの議論をいったん整理すれば、世代間連帯は、社会保険への抛出・負担という義務を国民に迫る根拠として強調されてきた（川本1999）。また、種々の政策言説において、社会保障を支える理念として連帯（社会連帯、国民連帯）が掲げられてきた（総理府社会保障制度審議会事務局監修 1995：17；21世紀に向けての社会保障編集委員会編 2001：25）。介護保険法の目的を述べた条文（第一条）にも「国民の共同連帯の理念」という記述がみられる。

福祉国家の法的側面にアプローチしている社会保障法研究をみると、社会連帯は生存権とともに福祉国家を支える基本原理や政策理念として位置づけられていることがわかる。堀勝洋は、「国民国家の成立につれて国全体が一つの社会となり、この社会の構成員たる国民の相互扶助を行うものとして、社会連帯＝国民連帯の考えに立つ社会保障が成立」したとした上で、生存権の理念が「国民対国家の関係」に関わっているのに対して、社会連帯の理念は「国民対国民の関係」に関わっていると指摘している（堀 2004：100）。

他方、菊池馨実は、社会保障法の法原理・法理念として社会連帯は曖昧であるとしながら、それが社会保障法の法関係を、国家－個人の二項対立（堀のいう「国家対国民の関係」）から、多様な社会の構成体（家族、企業、共同体）と法との関係へと拡張させていく契機をはらんでいる点を評価している（菊池 2000：138,255-6）。

加えて、社会連帯の理念的意義を重視する高藤昭は、福祉国家とは「国家の介入によって成立した福祉社会」であるとし、福祉国家による「本来の社会連帯関係」の破壊と形骸化に警鐘を鳴らしている（高藤 1993：59）。そして、強制され歪め

られた社会連帯のあり方をただすには、生存権保障システム（福祉国家）を支える自発的で本来的な社会連帯（福祉社会）の回復・進展が不可欠であると主張している。さらに、この本来的・自然発生的な「社会連帯原理＝人間愛」は、「一国内だけではなく、今後の国際化社会においては、国際的規模に発展すべきもの」であり、「地球上に住むすべての人が、人間愛を根底において緊密に連携し、全世界的規模での生活保障体制を組織化する方向に向かうべきである」との大胆な展望を示している（高藤 1994：50）。高藤の議論は、イギリスの社会政策学者ポール・スピッカーの議論とも響き合う。スピッカーは、「相互扶助と集合的な社会的行為という2つの意味」に解釈される連帯（Spicker 1995=2001：74）について、共同体での相互扶助にみられるような「社会に本来そなわっている」連帯を創出する社会プロセスに重きをおいた福祉国家の一般理論を提出している（Spicker 2000=2004）。

政策言説で強調され、福祉国家を支える基本原理とみなされてきた社会連帯は、あくまで「顔の見えない者」どうしの強制的な連帯である。これに対し、菊池が「多様な社会の構成体」として示唆し、高藤が「本来の社会連帯関係」と呼び、スピッカーが「社会に本来そなわっている」とする連帯は、「顔の見える者」どうしの自発的な連帯であるといえよう。世代間連帯、つまり「世代」を軸にした社会連帯は、あくまで「顔の見えない」相手との強制的な連帯である。まずこの点を押さえておきたい。

次に「世代間交流」に目を向けてみる。日本生涯教育学会がウェブで公開している『生涯学習研究 e 事典』によれば、世代間交流とは「世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行われる活動のことである」と定義されている（谷川 2006）。こうした定義にあるような交流を目指す種々の取り組みが各

地で繰り広げられている。その多くは「単発で不定期的に」であり(村山他2013:143)、十全な内実を備えたものになるには課題が多いようだが、ローカルで具体的な場において「顔の見える」者どうしの連帯が自発的に展開されていることは確かである。

こうした世代間交流や多世代交流と呼ばれている一連の事業・活動は、私的な自助努力やコミュニティの相互扶助の再生を期待する保守的な政治思潮との親和性が高い。これまでわが国では、福祉国家として離陸しかけた1970年代後半の「日本型福祉社会」論から、今日の「地域共生社会」論に至るまで、淀みなく家族と共同体の再生や再構築が問われ続けてきた。世代間交流の展開は、こうした保守的な政治思潮の直接の産物というより、時代状況と呼応した保守的言説の変容を示す動向とみるほうが適切であると思われる。

5. 世代間連帯と世代間交流の行方

ここまでの議論でようやく第二の問い(世代間連帯と世代間交流との間にはどのような関係を見いだすことができるのか)に応答する準備が整った。整理すれば、福祉国家とは「顔の見えない」人々どうしの非人称的で強制的な連帯のシステムであるのに対し、世代間交流とは「顔の見える」人々どうしの人称的で自発的な連帯の実践である、ということになる(人称的／非人称的という連帯の区別については斎藤2004:275を参照)。そしてこの人称的連帯としての世代間交流には、非人称の世代間連帯を理由づける家族的互酬アナロジーを補強し維持することが期待されているように思われる。これは、異なる世代どうしの人格的な相互承認を延長させて、世代間における再分配の正当化を促進するということでもありうるし、また、親密圏での連帯意識の醸成によって、公共圏での世代間連帯の土台を補強するということでもありうる。さしあたり、世代間連帯と世代

間交流との間には、こうした補完的な関係(への期待)を見いだすことができる、と結論づけておく(より精緻な社会学的議論に和田2016がある)。両者の間には、福祉国家と福祉社会、国家と市民社会といった二元図式のもとで語られてきたものと同型の関係(対立関係や相補的關係)をみてとることができる(Robson 1976; Rodger 2000)。

しかしながら、家族的互酬アナロジーによる世代間の扶養や連帯というロジックに明るい展望は見出せない、というのが本稿の見立てであった。この見立てが妥当であるなら、世代間交流による補完は無益であるということになる。だがもしこの補完関係が、世代間連帯を「世代」抜きの社会連帯へと純化させる契機をはらんでいるとすれば話は違ってくる。

世代間交流の活動や事業のもとでは、生きてきた時代も生き方も、また感じ方や考え方も異なる異質な他者との対面的で具体的な関わりを通じて、交流主体どうしが自発的に相互理解へと至ろうとしている。言葉を交わしたり共に何かを作り上げたりしながら、時間と空間を共有するなかで、うまくいけば互いへの敬意が生まれ、世代という枠に縛られない人格的な交流がなされていくこともあるだろう。そのような人格的交流が積み重ねられていくことで、従来の家族的互酬アナロジーとはまた異なった連帯の理由が発見・発明され、社会連帯の再定義へとつながっていくのではないか。こうした楽観的なシナリオに希望を託しうると思わせる何かが、世代間交流に集う市民たちの言葉や行為に見出せることだけは確かである。

参考文献(アルファベット順)

- 环洋一(2012)『福祉国家』法律文化社。
- 堀勝洋(2004)『社会保障法総論・第2版』東京大学出版会。

- 川本隆史（1999）「社会保障と世代間連帯：制度と倫理のつなぎ目」『世界』第659号，岩波書店，47-51.
- 菊池馨実（2000）『社会保障の法理念』有斐閣.
- 村山陽他（2013）「世代間交流事業に対する社会的関心とその現状：新聞記事の内容分析および実施主体者を対象とした質問紙調査から」日本公衆衛生学会『日本公衆衛生雑誌』60（3），pp.138-145.
- 21世紀に向けての社会保障編集委員会（2001）『21世紀に向けての社会保障：社会保障構造の在り方について考える有識者会議の記録』中央法規.
- Robson,W.（1976）Welfare State and Welfare Society, George Allen and Unwin（= 辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会，1980年）
- Rodger,J.（2000）From a Welfare State to a Welfare Society: the Changing Context of Social Policy in a Postmodern Era, Macmillan.
- 斎藤純一（2004）「社会的連帯の理由をめぐって：自由を支えるセキュリティ」斎藤純一編『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房，pp.271-308.
- 渋谷望（2003）『魂の労働：ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- 総理府社会保障制度審議会事務局監修（1995）『安心して暮らせる21世紀の社会を目指して：社会保障体制の再構築に関する勧告』法研.
- Spicker,P.（1995）Social Policy: Themes and Approaches, Prentice Hall（= P.スピッカー著、武川正吾・上村康裕・森川美絵訳『社会政策講義』有斐閣，2001年）
- Spicker,P.（2000）The Welfare State: A General Theory, Sage.（= P.スピッカー著、阿部實・坏洋一・金子充訳『福祉国家の一般理論：福祉哲学論考』勁草書房，2004.）
- 高藤昭（1993）「社会連帯の法理と福祉国家」『社会労働研究』第40巻第1・2号.
- 高藤昭（1994）『社会保障法の基本原理と構造』法政大学出版局.
- 谷川松芳（2006）「世代間交流と生涯学習」日本生涯教育学会編『生涯学習研究 e 事典』.
- 和田修一（2016）「世代間経済格差と世代間共生：共生策としての共助」岡本智周・丹治恭子編著『共生の社会学：ナショナルリズム，ケア，社会意識』太郎次郎社エディタス，pp.193-218.
- Williams,F.（1989）Social Policy: A Critical Introduction, Cambridge: Polity Press.

本稿は JSPS 科研費 15K03967 の研究成果の一部である。